

審議会等の会議結果報告

1. 会 議 名	第6回松阪市学校規模適正化等に関する検討委員会
2. 開 催 日 時	令和4年4月26日（火）午後1時30分～午後3時30分
3. 開 催 場 所	松阪市立鎌田中学校 会議室
4. 出席者氏名	（委 員）◎竹内委員、○伊藤委員、中野委員、鈴木委員、伊達委員、中林委員、西村委員、北村委員、竹川委員 （◎委員長 ○副委員長） （事務局）中田教育長、刀根事務局長、村田事務局次長、尼子参事兼教育総務課長、大辻参事兼学校支援課長、北畠教育政策担当主幹、南教育政策担当主幹兼教育政策係長、河合教育総務課教育政策係主任
5. 公開及び非公開	公 開
6. 傍 聴 者 数	5人
7. 担 当	松阪市教育委員会事務局教育総務課 TFL 0598-53-4381 FAX 0598-25-0133 e-mail syom.div@city.matsusaka.mie.jp

協議事項

- ・ 松阪市における通学距離、通学時間の基準
- ・ 学校規模適正化の方策
- ・ 学校規模適正化に伴い検討すべき事項

議事録

別紙

第6回 松阪市学校規模適正化等に関する検討委員会議事録

1. 日 時 令和4年4月26日（火） 午後1時30分～午後3時30分
2. 場 所 松阪市鎌田町656 松阪市立鎌田中学校 会議室
3. 出席者 委員：竹内委員、伊藤委員、中野委員、鈴木委員、伊達委員、中林委員、西村委員、北村委員、竹川委員
事務局：中田教育長、刀根事務局長、村田事務局次長、尼子参事兼教育総務課長、大辻参事兼学校支援課長、北畠教育政策担当主幹、南教育政策担当主幹兼教育政策係長、河合教育総務課教育政策係主任

4. 内容

- (1) 教育長あいさつ
- (2) 副委員長の選出
- (3) 前回検討事項の確認
- (4) 検討項目について
 - ・ 松阪市における通学距離、通学時間の基準
 - ・ 学校規模適正化の方策
 - ・ 学校規模適正化に伴い検討すべき事項

(5) その他

内容は以下のとおり

委員長 委員の皆さん、今回も闊達なご議論のほど、よろしく願いいたします。それでは事項（1）教育長からあいさつをお願いします。

教育長 （あいさつ）

委員長 次に事項（2）副委員長の選出についてでございます。副委員長でありました松本委員が退職され、不在となっておりますので、副委員長の選出に入らせていただきます。副委員長については、委員の互選により選出させていただくこととなっておりますが、いかがいたしましょうか。

（「委員長一任」の声）

委員長 ありがとうございます。それでは、委員長一任の声をいただきましたので、私の方から提案させていただきたいと思えます。

副委員長は、伊藤委員にお願いしたいと考えておりますが、ご賛同いただける方は拍手をお願いします。

(拍手多数)

委員長 ありがとうございます。それでは、副委員長は、伊藤委員にお願いいたします。
副委員長に就任されました伊藤副委員長より、ご挨拶を頂戴したいと思います。伊藤副委員長、よろしくお願いします。

副委員長 (あいさつ)

委員長 それでは、事項書(3) 前回検討事項の確認について、資料1「第5回 松阪市学校規模適正化等に関する検討委員会(協議概要)」になりますが、事務局から説明願います。

(事務局の説明)

委員長 前回検討事項、資料1について事務局から説明していただきました。

委員長 これまでの議論に基づき、「望ましい学校規模」と「最低限確保したい学校規模」を記載のとおり、この検討委員会としての(案)として、中間案に盛り込んでいきたいと思いますがよろしいでしょうか。
その他、資料1につきまして、全体的にご意見・ご質問等はございませんか。

(質問・意見なし)

委員長 次に第4回で委員の皆さんからご意見いただき、前回、事務局にて6項目に整理していただいた「子どもたちが未来を切り拓く力を育むための望ましい教育環境」について、前回の協議内容も反映させていただき、資料2のとおり修正を加えております。事務局から説明願います。

(事務局の説明)

委員長 資料2について、事務局から説明をいただきましたが、意見・質問や、修正点などはございませんか。

委員 この資料2は第4回、第5回の時に検討して、大体出来上がりました。資料2と、今日の議論の中心になる、資料5「学校規模適正化に伴い検討すべき事項」の関連性はどうなりますか？

事務局 資料2では、適正化を考える前提条件であります、子どもたちにとって望ましい教育環境がどのようなものなのかを、6項目にまとめました。

資料5につきましては、何らかの形で学校規模適正化を実施する際に、配慮する必要がある項目についての記述になります。

委員 資料2に盛り込まれている部分と、資料5に盛り込まれている部分で交錯している部分があるので、その位置付けをはっきりさせておいたほうが良いと思います。資料2が、適正化を考えるにあたって、松阪の子どもたちをどのような子どもたちに育てたいかという方針であるならば、なるべく簡潔にわかりやすく書いてください。何かの議論が起こった時に、常にこの資料に戻れるようにしておかないといけない。あまり細かいことばかり書くのではなくて、具体的な案が出た時に、目指すところを示せるものにしておかないといけないと思います。この委員会で検討を進めていく中で、いろいろ吟味して、大体の案が固まりましたが、我々もここに立ち返りながら進めていけるようにした方が良いと思います。今回の2つの資料を見て、また同じことが出てきたのかと思ったんです。どちらに記述すべきかと、迷う部分もありますが、そこは融通を持たせた方が良いと思います。

最後の6番の、コミュニティ・スクール・ロスという表現があるのですが、これは造語ですので、使う際には注釈があるので特に表記する必要はないと思います。希薄化することのないように、と表記した方が良いと思います。資料5についてはまた議論が必要です。

事務局 資料2、資料5を別々にご提出したので煩雑になってしまい申し訳ございません。これらを最終的に、中間案という形でまとめさせていただきます。スケジュール的には、議論の進捗度合いによって変わってきますので、今申し上げることはできませんけれども、もう少しご意見をいただいて、整理ができればと考えております。これらは現時点で確定ではございませんので、改めてご意見を頂戴したいと思います。

委員 途中変更もできるということですので、現時点ではこれをベースに進めていければ結構だと思います。

委員長 それでは資料2の記述につきまして、若干の修正があるかもしれませんが、中間案に盛り込んでいきたいと思いますのでよろしくをお願いします。

それでは次に、事項(4)検討項目についてです。

「松阪市における通学距離、通学時間の基準」ですが、前回の協議の中で、遠距離通学の具体的な現状を示した上での議論が必要というご意見をいただきました。

資料3-1「学校別 最長遠距離通学者の状況」、資料3-2「令和3年度 スクールバス等の運行状況・利用状況」について、事務局から説明願います。

(事務局の説明)

委員長

資料 3-1、3-2 について、事務局から説明をいただきました。

通学距離に関する国の基準は、小学校で 4 キロ、中学校で 6 キロ、通学時間については、国の基準はないけれども目安としておおむね 1 時間以内とされており、現在、松阪市でも国の基準と目安に基づき運用が図られているようです。

前回の協議にて、松阪市は市域も広く、通学距離だけでなく、通学時間も考慮すべきではないか、というご意見もいただいておりますので、通学時間についても基準を定めていくということによろしいでしょうか。

委員

今は、その基準で運行されているけど、今後もその基準で考えていくということでしょうか？

事務局

国は通学距離の基準を定めていますが、通学時間は目安でしか出していません。適正化していくにあたって、通学時間は目安でしかないけれども、国の目安に合わせていくのか、現在の松阪の運用と同じように、通学時間についても基準を定めるかどうかということのご議論を賜りたいと考えております。

委員長

今のところ、通学距離に加えて通学時間の基準を設定していただくという方向で進めさせていただきます。子どもたちにとって、過度な負担にならない距離・時間の基準はどれくらいかについてご協議していただきたいと思っています。

事務局の方から何かありますか。

事務局

我々が誘導するような形は適切ではないと思うんですが、今のところ、おそらく 4 キロ、6 キロで 1 時間以内という基準で、そんなに問題は起きておりません。国もそのような目安でございますので、この 4 キロ、6 キロ、1 時間以内という基準でいいかどうかについて、ご議論をいただければありがたいです。

委員

新学期が始まったので、うちの学校も一年生が大きなランドセルを背負って、一生懸命歩いて登校しています。4 キロ、6 キロという基準で何か大きな問題あるのかと聞かれると、何ともわかりにくい部分ですが、特に問題が生じていないことも大きいのかなと思います。ただ、4 キロ、6 キロを超えている場合に、市の場合は路線バスやスクールバス、あるいはスクールタクシーが導入されていて、子どもたちにとって過度の負担にならないような手立てが講じられているので、これがこの後も継続されていくのであれば、市の基準を超える通学距離に関する問題は、そんなに難しくないのかなと思います。

委員 適正化を考えていった時に、絶対4キロで収まらない事例が出てくるはずですから、その時に、現在と同じような手立てをしていくということを確認しておかないといけない。4キロを超えるのであれば、スクールバス等を考えて、過度な負担にならないようにするという事を申し合わせる必要があると思います。

委員 一定の距離の基準は必要ですけど、距離だけの問題ではなくて、中学生が通うのと、小学一年生の子が通うのとでは全然違ってきますから、交通手段が何であるかという配慮が必要だと思います。

質問なのですが、今、中学校で寮を置いているところはありますか？

事務局 寮はございません。

委員 ないですね、わかりました。

委員長 なかなか、この基準に合わないところもあると思うんですけど、その場合はいろんな方法で対応していくということで、事務局、よろしいですか。

事務局 お決めいただく前提として、4キロ、6キロ、1時間以内という基準を上回る場合は、もちろん、子どもたちの過度の負担にならない手立てを講じます。子どもたちがドア・トゥ・ドアになってしまって、体力不足になっているという問題も聞きますので、例えば、スクールバスの停留所を学校の正門の前にせず、ちょっと手前で降りてもらうとか、いろんな方法があると思いますので、そのあたりも、基本方針を定めていただいた後に、事務局の方でも、他市の事例も参考にしながら、検討させていただきたいと思っております。

委員 市街地の子と山間部の子では通学環境が大きく変わってきます。私たちの頃は、地域に小学生が何十人もいて、列で歩いていましたけど、今もうそういう光景をほとんど見ません。市街地は子どもたちが見える範囲に、たくさんの大人たちがいるけれども、山間部で通学するとなると、山の方に帰って行く子たちは、通学路に人がいない環境がほとんどですから、その辺の配慮もきちんと考えていかなければならないと思います。

委員 「松阪市における通学距離、通学時間の基準」とあったんですが、私たちが今まで積み重ねてきた議論は、子どもたちが未来を切り拓いていく力を育成するためにどんな学校が適正かという議論で、その結果、現状の通学基準で問題ないわけですよ。この通学基準と学校の適正規模が横並びになってしまうと、4キロ、6キロが適正だとなったら、一般の感覚で聞いた時に、どこの学校も規模は変えなくていいんじゃないのかという話になると思います。すごく遠隔地から通っているお子さんがいらっしゃって、1時間以内だから適正となっていますが、その子たち一人ひとりの気持ちにどこまで

寄り添って、配慮されて適正とされているのかがちょっとわからないです。子どもたちのためによりよくしていく結果として統廃合が行われた時に、初めてそこで通学距離が問題になってくると思うので、まずは一番大事な論点をしっかり詰めないといけないと思います。

委員 松阪市の将来を見据えた時に、学校の統廃合を含めた適正化が必要だから、我々ここで議論しているのであって、通学距離と通学時間の基準だけを見た場合、統廃合する必要はないですね。そういうふうになっていってしまうので、あまりここに集中して答えを固めてしまわない方がいいと思います。

事務局 仮に学校が統合された場合に、確実に遠くから来られる方が増えます。小学校で4キロ、中学校で6キロというのは、個人差もありますが、一般として、これ以上は無理だという程度の通学距離が書かれていると思います。統合されて距離が長くなって、基準が延びるという考え方も一般的にはないと思います。これ以上、基準を延ばさないという意味合いで、通学距離と通学時間をご協議いただけたら、という考えで、あえて議題に入れさせていただきました。教育委員会事務局がこのまま議論もなしに勝手にするのはいかがなものかという考えもございます。

委員 今後、適正な規模になった時に、子どもたちの通学という活動時間を、我々がどうしていくかという視点で見た時に、距離や時間というファクターだけでなく、安全というファクターもあります。我々がどうやっていい環境を作り上げるかという視点で、この部分をまとめたらいかがですか。時間、距離という二つの視点だけでなく、他のファクターが出てきたら、そのファクターをここで考慮すべきなんじゃないかという気がいたします。

委員長 前回の会議の中で、通学路等の安全の問題、防犯についての意見も出ておりますので、それについてはこの後議論にも入っていきます。このような気付きにつきまして、資料5の「(1) 配慮すべき事項」に盛り込んでおりますので、後程確認していただくことにいたします。通学距離は小学校は4キロ、中学校は6キロ、通学時間はおおむね1時間以内という前提条件の中で、これから考えていくという形でどうでしょうか。委員の皆さん、通学距離、通学時間の基準について、他に何かご意見ございませんでしょうか。

それでは次に、「学校規模適正化の方策」についての議題に移りたいと思います。前回の協議の中で、学校規模適正化の方策につきまして、まず通学区域の見直しを検討し、それが困難な場合には、隣接校との統合という意見も出ておりました。

他に考えられる方策について、協議をお願いします。

事務局 前回のご議論の中で、大規模校の近くに小規模校がある場合に、まず、両校の通学

区域を見直して、その見直しが可能であれば、児童生徒の一部を大規模校から小規模校の方へ移して両校を存続させるというのが、第一義的な適正化だというご意見をいただいております。ただ、通学区域の見直しがうまくいかない場合は、次の段階として統合という形もあるというご意見もいただいております。

また、近隣に大規模校がなく、小規模校の2校が統合しても、学校規模が適正とならない場合には、また新たな統合をしかねないという懸念もございます。地域の状況によりますが、小規模校がいくつかあるのであれば複数校を中学校校区内で一校にまとめるというやり方もあるのではないかとこのように、いろんなケースをご議論いただいております。

委員 実際には松阪の現状の中で、おっしゃったような地域があるのであれば、そこを例にとった方が、議論しやすいんじゃないですか。仮定を言われても議論しにくいと思います。

委員 「学校規模適正化の方策」のところに資料4「小規模特認校制度、小中一貫教育に関する制度の類型」をご提示いただいているんですが、こちらは教育委員会事務局も関わってくる話ですか？

事務局 前回、小中学校が連携して教育を実践している学校、いわゆる特色ある教育を実践しているような小規模校については、数の論理だけで統合を検討するのはいかがなものかというご意見を頂戴しておりましたので、その時に話に出ておりました小規模特認校制度と小中一貫教育について、資料を添付させていただきましたので、ご説明を申し上げます。

(事務局の説明)

委員 小規模特認校制度を利用している保護者を知ってまして、他の学校に行きにくくなったお子さんが、自然環境に恵まれて、空気のいいところで生き生きとすごく元気になったと聞かせてもらいました。こういう制度を作ってもらって、他の地域で学校に行きにくい思いをした子が学校に行けるようになったという部分でも、こういう制度はすごく大事だと思います。

委員 実際に小規模特認校制度を活用したご家族の方が移住されているということですので、この制度を続けていくのなら、数の論理は少し配慮すべきだと思いました。

委員 飯高地域の小中学校でこのような取り組みをされていて、移住した方もいらっしゃるということで、山に囲まれたすばらしい自然の中で、お子さんたちが伸び伸び過ごしていらっしゃることを想像すると、素晴らしいことだと思いました。

委員 小規模特認校は継続していく必要があると思います。それ以外の部分については、先ほどから言われている国の基準が前提になってくると思いますが、一学年何人とか、そういう人数の問題や通学距離の問題を基準点に計画していく以外にはないと思います。

委員長 教育長、いかがでしょうか。

教育長 小規模特認校制度にはいろんな特色があつて、松阪市内だけでなく、全国から山村留学を受け入れるようにしました。ただ現実問題として、欠学年が出た学校には教頭や養護教諭、事務職員も配置できません。市が県教育委員会事務局としっかり交渉して加配をいただきました。学校を残していくことも必要ですが、中にいる子どもたちの学びが今の教育資源で、果たしてそれでいいのかどうか。このあたりはしっかりと地域、保護者の方としっかり議論していく必要があると思います。

一方で、通学区域の弾力化は、単に小規模校を解消するだけではなくて、例えば都会では中学校も校区を自由にするなど、学校の特色化という意味合いで、もっと幅が広がってくると思います。

小中連携については、子どもたちの学びを見ていく中で、9年間は一つのいい区切りになります。大江中学校区ではそういう小中一貫教育に非常に近い教育を行っていますが、小中一貫教育をメインにした校区も作っていかねばいけないと感じています。

委員 資料2を読んで、松阪市として育てたい姿が何なのか、教育の中心に置くのは何なのかということ整理したら、教育ビジョンが頭に浮かびました。基本理念に「夢を育み 未来を切り拓く 松阪の人づくり」とありますが、学校や家庭、地域は、子どもたちが未来を切り拓く力をつけられるような環境になっているのか。資料2でいけば「①子どもたち一人ひとりの意欲や向上心が高められる環境」と「②友達と共に学び合い、支え合い、認め合える環境」のところに、松阪市として子どもたちにこういう力をつけて、社会に出て行ってほしいという思いが記載されています。それを考えた時に、先ほど教育長がおっしゃられたように、教員の指導体制や、子どもの数が減っていけば教員数も減りますが、学校として持つ担当科目は一緒なので、果たして充実した授業をやっていけるかという課題も出てきます。また、夢を育むためには子どもが心身ともに健康じゃないといけないので、2時間かけて登下校する環境で、子どもたちが元気に学習できるかなという心配もありますので、そういう部分では、通学距離や通学時間も検討する必要があると思います。

「⑥地域と学校が両輪になって子どもたちを育てていく環境」のコミュニティ・スクールについて、鎌田中学校が市から指定をいただいて10年近くなりますが、大事なことは地域の人も保護者も先生も、子どもを育てる当事者になっているかどうかだと思

います。今後いろんな議論をして中間案等が出てくるんですが、学校の代表、地域の代表、保護者の代表が集まって子どもの教育について話し合うコミュニティ・スクールで議論できるような説明も必要になってくるだろうと思います。こういうところを目指すので、こういうところが課題になるから、そのために統廃合を考えていきます、という順番で説明が必要だと感じました。

委員

こういう教育をこの地域でやるために、こういう規模のこういう先生の配置が必要なので、学校を統廃合する必要があるという方向になっていくのだと思います。だけど、その際には、教育委員会が自信を持って、こういう教育を提供しますということが言えないといけない。

今日は通学時間が議題になっていますけど、今の基準をベースに、できるだけ子どもたちの負担にならないように、基準を超える場合はこういう手立てだけは考えてくださいと決めるのは我々委員です。事務局には、スクールバスを適正配置するとか、通学路の安全を確保するとか、そういうのを盛り込んで、おおむねこの基準だという整理をしていただきたいです。

次は、中身ですよ。今日も午前中に複式学級を見学させていただき、会議終了後にはコミュニティ・スクールも見学させていただきますが、松阪のすばらしい教育をできるだけ担保できるような形の教育を進めていくという点では、皆さん多分共通理解していただいています。だけど、現状が非常にうまくいっているから、統廃合しなくていいという話にはなりません。教育長がおっしゃったように、教員数が十分でなく、養護教諭をつけるのも大変だという現実があるわけですから、中学校区を中心としたコミュニティ・スクールの地域で育てる子育てを中心にしながら、条件を整えて、適正配置を考えるべきだと思います。あまり個々の話になると、基準が定まらない。

委員

複式学級の授業を初めて見せていただいたんですが、一人ひとりに寄り添った学びのよさを実体験として感じる時間でした。子どもたちの集中力もすごいし、異学年の繋がりがあっても、担任の先生もきちっと、それぞれの学年に対して見てもらって、学習の目当てに向けて授業をされていると感じました。授業研究に対して2倍の時間を使って、現在行える最善の学びを提供していただいている先生のご苦勞で成り立っている現場に、保護者としては本当に感謝しています。

ただ、5年後10年後、子どもたちがその時代を生き抜いていく時にどんな力をつけさせていきたいのかを考えると、子どもたちがどうやったら、より豊かに学んでいけるかということが焦点の一つだと思います。その個々に応じた特色ある教育に向かって、地域も一緒になっていくために、コミュニティ・スクールが、これから核になっていくと思います。子どもたちを中心に据えた時に子どもたちの可能性や未来、夢が広がるように、教育委員会が中心となって核になる部分を定めてもらって、次のステップで保護者や地域がしっかり向かい合ってもらうことが大事になってくると思いました。

委員 我々が答申した結果は、最終的に、市議会を通じて議決された上でそれをもとに、適正化が進められていくのですか？

事務局 ご答申いただきましたら、その基本方針案が最終的に教育委員会の会議で審議されて議決となります。ただ、この基本方針は答申案としていただきます。

委員 順番が逆な気がします。私たち委員がどうしたいかではなく、松阪市がどうしたいか、教育委員会がこれからの松阪市の教育をどういうふうと考えて、こういうふうにしていきたいから、一緒に考えてくださいというのが基本だと思います。この検討項目を見ても大ざっぱ過ぎて、大元のところに、教育委員会がこれからの適正化を含めた上で松阪市の教育をこういうふうにしていきたい、国の基準を考えてこういうふうにしていかなければいけないから、どうですかって言ったのに対して、考えるのが私たちだと思います。だから、その大元の部分が出てこない、私たちは検討のしようがない気がします。

教育長 私たちがスタンスを決めて、これについてどうですかということも一つだと思います。ただ、これについては、地域とのお話とか、地域の学校ということも含めると、教育委員会の物差しで全てを決めてしまうと、事務局の相場観が全ての相場観のようになってしまう。ここへお集まりの皆さんは、企業の代表の方や地域の代表の方、幼稚園の先生と幅広い人たちの中で、こういう課題があるんじゃないかと松阪を考えていただいています。教育委員会の判断で行うのではなく、諮問をさせていただいて、皆さんから答申をいただいて、その答申に基づいて私どもが実施計画を作ります。それを、教育改革推進会議で、もう一度議論していただいて、最終的には教育委員会で決めていただくこととなりますけども、その間には市議会や市民の方々へ説明に行くとか、パブリックコメントを求めるといった形で決めていきたいと考えています。

皆さんの議論を聞かせていただく中で、目から鱗が落ちることがたくさんあります。例えば、地域へ説明に行くのは、コミュニティ・スクールのロスがあるので、学校運営協議会の方へ説明に行くべきだというご意見や、数の論理ではなくて、もっと特色ある学校をしっかりと見ていくべきではないかというご意見などです。私たちの教育行政としての価値観と、ここでご議論いただいた価値観に基づいて進めていけるように、地域の声や市民の方々のご意見を入れさせていただいて、教育行政を進めていきたいと思っています。教育委員会としての意見や考えをもっと出すべきだというご意見もいただきましたので、そのように努めさせていただきますが、皆さん方が持っている相場観をぜひ、私たちに教えていただいて、それに基づいて実施計画を作らせていただきたいと思います。ぜひ、活発なご議論をお願いします。

委員 教育長のおっしゃることもわかりますけど、この資料では、学校規模適正化の方策の議論しようとした時に漠然としすぎています。それだけの議論する準備をする責任

はあると思います。

委員長 次回、事務局にはもう少し具体的なものを出していただきまして、議論を進めていきたいと思います。他にこの項目で、事務局に要望がありますでしょうか。

委員 私は、企業経営者であり、教育に対して馴染みの薄い団体から来ております。お金をいくらでもかけられるわけではないと思うので、「効率」というキーワードを挙げておきたいと思います。与えられた予算の中で、子どものことを第一に考えながらも、最小の経費で最大の効果を上げていくことも、この適正化を考える時の一つの視点ではないかと考えています。

委員長 教員の配置にしても、学校の規模にしても、お金が要ることですので、また違う観点で話していかなければならないと思います。最終的に、我々の頭の中には、子どもたちが夢を育み、未来を切り拓くというビジョンがありますのでそれに基づいて、どういう方策を持っていったらいいかを、いろんな地域性や学校の特色について考えながら、議論を進めていかなければならないと思います。
どうでしょうか、ここはよろしいでしょうか。

事務局 次回、資料を提出させていただきますので、継続してご議論のほど、よろしく願いいたします。

委員長 次に、学校規模適正化に伴い検討が必要となる事項についてであります。これまでの委員会で、いろいろと協議をいただく中で、配慮すべき事項や課題となる事項について、その都度ご意見をいただいております。
通学路の安全確保であったり、学校施設の活用方法であったり、学校給食の配食方法、放課後児童クラブのあり方、特別支援教育などの項目について、これまでの議論や意見などを踏まえて、事務局にて洗い出しをしていただきました。記載項目の過不足や記載内容について、ご意見を伺いたいと思います。
まず、事務局から説明をよろしく願います。

事務局 資料5につきまして、事務局にて「(1) 配慮すべき事項」として5項目を、それと「(2) 課題事項」として4項目を記述とともに列挙させていただいております。これまでご議論の中で頂戴したご意見と改めてご指摘いただいた点をもとに作らせていただきました。簡単にご説明申し上げます。

(事務局の説明)

委員長 記載項目の過不足や記載内容について、何かご意見・ご質問等ありましたらお願い

します。

委員

まとめていただいた内容については、特に問題ないと思います。

ただ、1点だけ、先生方に対して配慮すべき事項や課題が何もないことが気になりました。県の方でも、教職員の方々の残業が大きな問題になっています。これから教職員を目指す若者が減ってくるのではないかとという中で、子どもがいるのに先生がいないという状況になってはいけないので、先生方のことも配慮すべき事項の中に入れておくべきだと思いました。

教育長

今おっしゃっていただいたようなことを、事務局から提示するんじゃないかと、こういう場でご指摘いただけたことは本当にありがたいです。学校現場がブラックだと言われている状況の中で、新しく先生を志望される方に、ここを出していただいたご意見が少しでも光になれるように、しっかり考えさせていただきます。このご意見は県教育委員会事務局も含めて、教育界が抱える一番の課題です。それを記載しないことは大きな問題だと思いますので、記載したいと思います。

ここへ挙げさせていただいたのは、この会議の中で出てきたものをピックアップして書かせていただきました。ひょっとしたらまだまだ他にいっぱいあるかもしれません。ご意見を出していただきましたら、しっかり考えさせていただいて、もう一度提起をさせていただきたいと思います。今日は、ここでご議論いただくことが大切なので、事務局から発言することは控えていましたが、今おっしゃっていただきましたので、皆さんに議論していただく材料として、次はご提示させていただきたいと考えています。

委員長

教職員に対する配慮事項についても記載していただきたいと思います。

委員

松阪市に公立幼稚園は18園あり、それぞれの幼稚園で、地域性や特性を踏まえて、小学校や中学校と交流をさせていただいています。私が勤務している幼稚園は隣に小学校がありますので、一年生と交流したり、先生たちも研修を一緒にさせていただいています。コロナで難しいところはあったんですが、もう随分積み重ねがありますので、柔軟な対応をしていただいております。他の幼稚園や保育園の方でも、その取り組みはさせていただいていると思うんですが、その辺の幼小中の連携は松阪市としてすごく随分大事にさせていただいています。

幼稚園には、学校と違って校区がなく、皆さんが選んで来てくださるので、公立幼稚園の園児の減少に歯止めがかからない状況で、昨年度より100人減少しました。いろいろなニーズがありまして、ご家庭の考えもあると思いますが、なかなか厳しいところです。幼稚園教育で大切にしてきたことを、これからも引き続き大事にしながら、小学校、中学校への大事な基盤を育てているところですので、幼稚園のことについても気に留めていただけると嬉しいです。また、令和5年度から、中川幼稚園、豊地幼稚園、豊田幼稚園が、認定こども園化の検討が始まってきます。私たちも勉強中なんですけど、松

阪市の幼稚園が大きく変わるところでして、その辺りも頭の中に置いておいていただけると嬉しいです。

委員 「(2) 課題事項」の「④特別支援教育の充実」はどういう意図で書かれているのが心配です。この書き方は、自分が住んでいるところの小学校はないかもしれないが、中学校区に一つという規模で特別支援学級を設定しますとも読める。それはちょっとインクルーシブではない気がする。メディカルサポートアシスタント（看護師）の配置とか、エレベーターの設置とか、全部の学校には対応できませんから、この統廃合のついでに拠点校を作って、そこへ行ってもらいますと言っているようにも取れるので、この箇所にもこのように書くことは、私は反対です。資料2の大きな方針の中に、地域で育てるインクルーシブ教育を地域でできるようにしていきますと入れていただく方がいいと思います。

適正化の議論については、もう少し簡潔に、具体的に挙げていただいた方がいいと思います。美辞麗句を並べているように見えてしまうので、こういうことを検討すべきで、こういうことが配慮すべきことだと、はっきり書いてもらった方が、私はいいと思います。

「②遠距離通学等への対応」についても、前段は、みんな当たり前だと思っているので、後段のところをもうちょっと具体的に書いていただきたいです。「②学校の給食方式」についても、基本的にはセンター方式が主流になるけど、親子方式も視野に入っているのであれば、それも書いてもらいたい。「③放課後児童クラブ」も、書いてあることは正しいんですけど、もう少し議論をしやすいように整理をしていただいた方が、活発な意見を出していただけたらと思います。

委員 長々と文章で書くよりは、問題点だけを絞って、箇条書きでもっと簡潔に書かれた方がよろしいかと思います。

委員 先生に対する配慮が必要だという意見があったんですが、教育の質を担保するのは先生方のスキルなんですよね。学校規模適正化に伴って、先生たちが、環境の変化に対してどのように対応していくのか。先生たちの立場で、こんな問題があるから、どのようにそれを乗り越えていこうとされているのかという視点や情報が必要だと思います。先生方に、自分たちの職務をよく考えていただいて、それに対して自分たちがどうあるべきかを考えていただくのが必要ではないでしょうか。

そして、先ほど言いましたけども、学校のハードの部分とソフトの部分の、それぞれの効率化というか適正化という意味の視点でご議論をお願いしたいなと思います。

委員長 ありがとうございます。その他にご意見、いかがでしょうか。

次に、(5) その他についてであります。委員の皆さまから何かありますか。事務局から何かありますか。

事務局

次回、第7回の検討委員会の開催日程でございますが、5月18日水曜日、午後1時30分から、教育委員会室で開催させていただく予定でございます。感染状況に応じて、オンライン開催も視野には入れておりますが、今のところ、このような対面の開催で考えています。よろしくお願いいたします。

5月18日水曜日の開催の状況によりますが、第8回の方も、現在のところ、ご都合のよい方が一番多い日を取らせていただきますと6月9日木曜日、午後1時30分から、教育委員会室で予定をさせていただきますので、合わせてご都合の方、ご調整いただきますようお願いいたします。

事務局からは、以上でございます。

委員長

今回は、5月18日水曜日、午後1時30分から、教育委員会室で開催ということでございますので、よろしくお願いいたします。

本日、予定しておりました協議事項は以上となります。

それでは、これをもちまして、本日の委員会を終了させていただきます。

ありがとうございました。